広島市認知症カフェ運営事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第４条第１項第２号ウに規定する認知症カフェ運営事業の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第２条　本事業は、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするとともに、認知症の人の介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相互交流が図れ、専門職による相談・助言等を行うことなどによって、認知症の人と家族等の孤立化防止及び地域で認知症の人と家族等を支える体制づくりに資する活動拠点とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　専ら営利を目的としないこと。

⑵　活動拠点は市民等が利用しやすい場所に開設し、１０人以上が活動できるスペースを有すること。

⑶　定期的に開催されていること。

⑷　地域団体等と連携を図るとともに地域に対して広く広報を行い、認知症の人と家族、地域住民、専門職等が気軽に集える環境であること。

⑸　主な活動内容として、次のアからエに掲げる全ての取組を行うこと。

ア　認知症の人及び家族等が安心して集い、交流する場の提供と交流の促進

イ　認知症の人及び家族等からの相談に対する医療・介護・福祉等の専門職による助言の実施

ウ　認知症に関する本市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供

エ　家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組

（事業内容）

第４条　本事業の内容は、認知症カフェの整備を促進するとともに、その運営を支援するものとして、次に掲げる事項を実施する。

⑴　認知症地域支援推進員及び地域包括支援センター等による認知症カフェの立上げや運営の支援

⑵　認知症カフェを運営する団体等への支援金の給付

⑶　認知症カフェに関する普及啓発

⑷　その他市長が必要と認める事業

（委任規定）
第５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　広島市認知症カフェ運営事業実施要綱（平成２９年４月１日施行）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）前に、旧要綱の規定に基づき実施していた事業のうち、別に定めるものについては、施行日以後も旧要綱の適用を受けるものとする。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。